

令和7年度 介護保険事業者等集団指導
福祉用具貸与（介護予防）
特定福祉用具販売（介護予防）
【資料編】

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課

目次

はじめに	4
1. 基準に関する条例等一覧	4
2. 指定申請・届出等について	6
I. 福祉用具貸与、特定福祉用具販売について	7
1. 定義	7
2. 基本方針	7
3. 基準の性格	7
4. 事業者指定の単位について	8
II. 人員等に関する基準	10
(1) 福祉用具専門員 《福祉用具貸与》	11
(2) 人員に関する基準 《特定福祉用具販売》	12
(3) 管理者 《福祉用具貸与》《特定福祉用具販売》	12
III. 設備に関する基準	20
1. 設備に関する基準について	21
(1) 設備等 《福祉用具貸与》	21
(2) 設備等 《特定福祉用具販売》	22
IV. 運営に関する基準	23
1. 運営に関する基準について 《福祉用具貸与》	23
介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について	23
(1) 重要事項の説明等	24
(2) サービス提供拒否の禁止	25
(3) サービスの提供が困難な場合の措置	25
(4) 受給資格等の確認	25
(5) 要介護認定の申請に係る援助	26
(6) 心身の状況等の把握	26
(7) 居宅介護支援事業者等との連携	27
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 《福祉用具貸与のみ》	28
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	28
(10) 居宅サービス計画の変更の援助	28
(11) 身分証明書	29
(12) サービスの提供の記録等	29
(13) 利用料等の受領	30
(14) サービス提供証明書の交付	31
(15) 基本的な取扱方針	32
(16) 具体的な取扱方針	32
(17) 福祉用具貸与計画	34
(18) 市町村への通知	38
(19) 管理者の責務	38
(20) 運営規程	38
(21) 勤務体制の確保等	39
(22) 業務継続計画の策定等	40
(23) 研修の機会の確保等	42
(24) 福祉用具の取扱種目	42

(25) 衛生管理等	42
(26) 重要事項の掲示	45
(27) 秘密保持等	46
(28) 広告	46
(29) 利益供与の禁止	46
(30) 苦情解決	47
(31) 市町村の事業への協力等	49
(32) 事故発生時の対応	49
(33) 虐待の防止	50
(34) 会計の区分	52
(35) 記録の整備	53
(36) 準用	54
2. 運営に関する基準について 《特定福祉用具販売》	55
(1) 重要事項の説明等	55
(2) サービス提供拒否の禁止	55
(3) サービスの提供が困難な場合の措置	55
(4) 受給資格等の確認	55
(5) 要介護認定の申請に係る援助	55
(6) 心身の状況等の把握	55
(7) 居宅介護支援事業者等との連携	55
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	55
(10) 居宅サービス計画の変更の援助	55
(11) 身分証明書	56
(12) サービスの提供の記録等	56
(13) 販売費用の額等の受領	56
(15) 基本的な取扱方針	57
(16) 具体的な取扱方針	57
(17) 特定福祉用具販売計画	59
(18) 市町村への通知	61
(19) 管理者の責務	61
(20) 運営規程	61
(21) 勤務体制の確保等	61
(22) 業務継続計画の策定等	61
(23) 研修の機会の確保等	61
(24) 福祉用具の取扱種目	61
(25) 衛生管理等	62
(26) 重要事項の掲示	62
(27) 秘密保持等	62
(28) 広告	62
(29) 利益供与の禁止	62
(30) 苦情解決	62
(31) 市町村の事業への協力等	62
(32) 事故発生時の対応	62
(33) 虐待の防止	62
(34) 会計の区分	63
(35) 記録の整備	63
(36) 準用	64
V. 介護報酬等	66
1. (介護予防) 福祉用具貸及び特定 (介護予防) 福祉用具販売の福祉用具の種目	66

(1) 福祉用具貸与費（1月につき）	67
(2) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費	68
(3) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い.....	73
2. 令和6年度介護報酬改定におけるサービス別事項.....	74
改定事項<福祉用具貸与>	74
改定事項<特定福祉用具販売>.....	74
一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（居宅条例第208条関連）	75
3. 減算.....	76
(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算 <新設>	76
(2) 業務継続計画未策定減算 <新設>	76
4. 加算.....	77
(1) 特別地域福祉用具貸与加算<改定>	77
(2) 中山間地域等における小規模事業所加算<改定>	78
(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算<改定>	78
5. 福祉用具購入費の算定及び取扱い	79
(1) 福祉用具購入費の算定	79
(2) 福祉用具購入費支給申請書の提出	79
VI. 参考資料.....	80
1. 事務連絡、通知等.....	80
2. リンク集	80

はじめに

1. 基準に関する条例等一覧

指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、介護保険法において、各都道府県（指定都市・中核市）の条例で定めることとされています。

長野県の場合、長野市、松本市の条例で各々定められていますが、本冊子においては長野県条例、長野県施行規則、長野県要綱の条項で記載しています。（地域密着型サービス、居宅介護支援等については市町村の定める条例によります。）

【人員・設備・運営】

	条 例	施行規則	要 綱
指定居宅サービス	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 51 号）	介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 22 号）	長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 144 号）
指定介護予防サービス	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 52 号）	介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 23 号）	
指定介護老人福祉施設	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 53 号）	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 24 号）	長野県指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 145 号）
介護老人保健施設	介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 55 号）	介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 25 号）	長野県介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱（25 健長介第 147 号）
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 56 号）	養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 26 号）	長野県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 148 号）
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 57 号）	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 27 号）	長野県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 149 号）
軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正（平成 24 年長野県条例第 58 号）	軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 28 号）	長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 150 号）
介護医療院	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年長野県条例第 16 号）	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成 30 年長野県規則第 18 号）	介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する要綱（30 介第 124 号）

【介護報酬の算定】

告示	通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号） ○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日 老企第 40 号）
指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 21 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日 老企第 40 号）
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生省告示第 127 号）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 18 年老計発第 0317001 号）

< 県ホームページの掲載先 >

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 介護保険法・老人福祉法等に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に係る条例、施行規則及び要綱について
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/kaigo/jorei270401.html>

【その他法令等の表記】

法：介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

則：介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

青本・・・ 令和 6 年 4 月版 介護報酬の解釈 1（単位数表編）

赤本・・・ 令和 6 年 4 月版 介護報酬の解釈 2（指定基準編）

緑本・・・ 令和 6 年 4 月版 介護報酬の解釈 3（Q & A・法令編）

2. 指定申請・届出等について

長野県、長野市、松本市の各ホームページにおいて介護保険事業者における指定申請・届出等の各種様式を掲載しています。下記のホームページより確認してください。

(1) 長野県指定事業所の場合

- ◆ 担当課：長野県 健康福祉部介護支援課、各保健福祉事務所福祉課
- ◆ 掲載先：長野県トップページ>県政情報・統計>組織・行財政>組織・職員>長野県の組織一覧（本庁）>健康福祉部>介護支援課>(2)サービス業務 等

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/shinse.html>

長野県における指定申請・届出等に関する手続きについては「介護保険事業者 指定申請・届出の手引き」をホームページに掲載していますので業務の参考にしてください。

(2) 長野市指定事業所の場合（長野市に所在する介護事業所）

- ◆ 担当課：長野市 保健福祉部高齢者活躍支援課
- ◆ 掲載先：長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護>介護保険に関する事業者向け情報

◆ <https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002505.html>

(3) 松本市指定事業所の場合（松本市に所在する介護事業所）

- ◆ 担当課：松本市 健康福祉部高齢福祉課
- ◆ 掲載先：松本市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>高齢者介護サービス事業所向けの情報など

◆ <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kourei/list182-628.html>

(4) 厚生労働省ホームページ

- ◆ 掲載先：厚生労働省トップページ>福祉・介護>介護・高齢者福祉

◆ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

Ⅰ. 福祉用具貸与、特定福祉用具販売について

1. 定義

《福祉用具貸与》

この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第十項及び第十一項において同じ。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。(法8条第12項)

《特定福祉用具販売》

この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの(以下「特定福祉用具」という。)の政令で定めるところにより行われる販売をいう。(法8条第13項)

2. 基本方針

【(基本方針) 条例第204条】 《福祉用具貸与》

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下この節において「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

【(基本方針) 条例第218条】 《特定福祉用具販売》

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下この章において「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

3. 基準の性格

【(基準の性格) 要綱第2(総則)】

居宅条例及び居宅規則に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度のものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- (2) 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反する

ことが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。

- (3) (2)の③の命令をした場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公示するものであること。
- (4) (2)の③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適切なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができるものであること。
- (5) 次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき。
 - ア 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき。
 - イ 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき。
- (6) 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守できるものであるか十分に審査し、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものであること。
- (7) 特に、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、基準違反に対しては、厳正に対応するものであること。

4. 事業者指定の単位について

【(事業者指定の単位について) 要綱第3(総論)】

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

- (1) 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- (2) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事

業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

(3) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

(4) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

(5) 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

なお、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪問看護事業所として指定を受けている場合であって、当該サテライト指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問看護を行うものとして(1)～(5)を満たす場合には、本体事業所の指定訪問看護事業所に含めて指定できるものであること。

II. 人員等に関する基準

【(福祉用具専門相談員)：条例第 205 条、施行規則第 80 条、要綱第 45】

福祉用具専門相談員	常勤換算方法で 2 以上（基準該当福祉用具貸与事業所についても同じ）
管理者	常勤、専従で 1 人 （当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所、施設等の職務に従事可）

（参考）福祉用具専門相談員の資格要件

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる福祉用具専門相談員指定講習会修了者のいずれか（介護保険法施行令第 4 条第 1 項）

(1) 福祉用具専門員 <福祉用具貸与>

【(福祉用具専門員)：条例第 205 条、施行規則第 80 条、要綱第 45】

【(福祉用具専門員)：条例第 205 条】

1. 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下この節において「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。
2. 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。

【(福祉用具専門員)：施行規則第 80 条】

1. 条例第 205 条第 2 項の規定により定める福祉用具専門相談員（同条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員をいう。第 83 条及び第 88 条において同じ。）の員数の基準は、常勤換算方法で、2 以上とする。
2. 次の各号に掲げる事業を行う者が指定福祉用具貸与事業者（条例第 205 条第 1 項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下この節において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、当該各号に掲げる事業と指定福祉用具貸与の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規定による基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
 - (1) 指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第 186 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。） 指定介護予防サービス等基準規則第 76 条第 1 項
 - (2) 指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第 200 条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。） 指定介護予防サービス等基準規則第 85 条において準用する指定介護予防サービス等基準規則第 76 条第 1 項
 - (3) 指定特定福祉用具販売（条例第 218 条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。）第 89 条において準用する前項

【(福祉用具専門員)：要綱第 45】 <<令和 6 年度：改定>>

居宅条例第 205 条及び第 215 条において準用する第 6 条に定める指定福祉用具貸与の人員に関する基準については、次のとおりとする。

- (1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅条例第 205 条、居宅規則第 80 条）従業者の員数
 - ① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。）第 4 条第 1 項において定めているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が施行令第 4 条第 1 項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。
 - ② 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 18 条第 2 項各号における「福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を知事に申し出るものとする。
 - ③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で 2 以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で 2 以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の 4 つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一

体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2を配置することをもって足りるものである。

(2) 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第6(3)を参照するものとする。

(2) 人員に関する基準 <特定福祉用具販売>

【(準用：販売)：【(準用)：条例第224条、施行規則89条、要綱第51】により準用 (青網掛け準用)

【(人員に関する基準)：要綱第49】

【(人員に関する基準)：要綱第49】 <特定福祉用具販売>

居宅条例第224条において準用する第6条及び第205条に定める指定特定福祉用具販売の人員に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 福祉用具専門相談員に関する事項

指定福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第45(1)を参照するものとする。

(2) 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第6(3)を参照するものとする。

(3) 管理者 <福祉用具貸与> <特定福祉用具販売>

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第215条、施行規則84条、要綱第47(10)】により準用 (青網掛け準用)

【(準用：販売)：【(準用)：条例第224条、施行規則89条、要綱第51(9)】により準用 (青網掛け準用)

【(管理者)：条例第6条、要綱第6(3)】

【(管理者)：条例第6条】

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専従・常勤の管理者を置く。

ただし、管理上支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事できる。

【(訪問介護員等)：要綱第6(3)】 <<令和6年度：改定>>

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合

② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

なお、この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、

例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合 (施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

Q&A<常勤要件について>	
Q	<p>各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか？</p> <p>27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol.454 「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1）」の送付について</p>
A	<p>労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。</p> <p>なお、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。</p> <p>また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。</p>
Q&A<管理者の責務>	
Q	<p>管理者に求められる具体的な役割は何か。</p> <p>6.3.15 事務連絡 「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 1）（令和 6 年 3 月 15 日）」の送付について</p>
A	<p>「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日付け老企第 25 号）等の解釈通知においては、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。</p> <p>具体的には、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にされたい。</p> <p>《参考》</p> <p>「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」（抄）（令和元年度老人保健健康増進等事業「介護事業所・施設における管理者業務のあり方とサービス提供マネジメントに関する調査研究」（一般社団法人シルバーサービス振興会）</p> <p>第 1 章 第 2 節 管理者の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者の位置づけ及び役割の重要性 2. 利用者との関係 3. 介護にともなう民法上の責任関係 4. 事業所・施設の考える介護職員のキャリアイメージの共有 5. 理念やビジョン、組織の方針や事業計画・目標の明確化及び職員への周知 6. 事業計画と予算書の策定 7. 経営視点から見た事業展開と、業績向上に向けたマネジメント 8. 記録・報告や面談等を通じた介護職員同士、管理者との情報共有

【用語の定義】 【要綱第4】 《令和6年度：改定》

(1) 常勤換算方法

居宅規則第2条第4号において、常勤の従業者が勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。この場合の「勤務延時間数」は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなる。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

(2) 勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。

なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

(3) 常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

(4) 「専ら従事する」又は「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りる。

また、指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る。）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保健医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。

ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、居宅条例第117条第1項第2号又は居宅規則第41条第2項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）の第24号の3の従事者の合計数に含めない。

(5) 前年度の平均値

① 居宅規則第45条第4項（指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び第70条第4項（指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

なお、この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

(参考) 従業員の常勤換算及び勤務形態について①

●常勤換算の考え方

人員基準において常勤換算で基準を満たす職種がある場合や報酬算定基準の加算等において常勤換算で満たすべき要件がある場合に用いる計算方法。※小数点第2位以下を切り捨て。

常勤換算	(算出式) 事業所の従業員の勤務延時間数 / 常勤の従業員が勤務すべき時間数	
	事業所の従業員の勤務延時間数を、当該事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数(=週 32 時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を、常勤の従業員の員数に換算する方法。	
	(算出例) 常勤の従業員が勤務すべき時間数=週 40 時間(月 160 時間)の事業所の場合	
	週 40H勤務1名	⇒40(160)H/40(160)H=常勤換算1.0
	週 40H勤務1名 週 30H勤務1名	⇒(40(160)H+30(120)H)/40(160)H = 常勤換算 1.75(端数処理後 1.7)

●就労形態(常勤・非常勤、専従・兼務)の考え方

人員基準や報酬算定基準における配置要件の考え方は以下のとおり。

	定義	該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業員が勤務すべき時間数(=週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達していること。	常勤の勤務すべき時間数が週 40H勤務の事業所で、週 40H勤務の者
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業員が勤務すべき時間数(=週32時間を下回る場合は 32 時間を基本とする)に達していないこと	常勤の勤務すべき時間数が週 40H勤務の事業所で、週 20H勤務の者
専従	「専らその職務に従事する」 事業所の従業員(常勤・非常勤の別を問わない)が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと	週 40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービス以外の職務に従事しない場合
兼務	事業所の従業員(常勤・非常勤の別を問わない)が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスの職務と併せて他の職務にも従事していること	週 40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービスの職務と併せて他の職務にも従事する場合

※育児・介護のため短時間勤務制度等を利用している者について、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従事者が勤務すべき時間数を週 30 時間として取り扱うことが可能であり、週 30 時間以上の勤務で常勤換算の計算上も 1.0 (常勤) と扱うことが可能。また、常勤での配置が求められている職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準、報酬算定基準を満たすことが可能。

(参考) 従業者の常勤換算及び勤務形態について②

●就労形態のパターンについて

	専従	兼務
常勤	<p>常勤専従(A) 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。 (例) 常勤者週 40H勤務の事業所で週 40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスの職務のみ従事する場合</p>	<p>常勤兼務(B) 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスの職務と併せて他の業務にも従事していること。 (例) 常勤者週 40H勤務の事業所で、週 40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の職務にも従事する場合</p>
非常勤	<p>非常勤専従(C) 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスの職務以外の職務に従事しないこと。 (例) 常勤者週 40H勤務の事業所で、週 20H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスの職務のみ従事する場合</p>	<p>非常勤兼務(D) 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスの職務と併せて他の職務にも従事していること。 (例) 常勤者週 40H勤務の事業所で、週 20H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスの職務と併せて他の職務にも従事する場合</p>

- ※ 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすことになる。
- ※ 常勤の要件に雇用の形態は考慮されない。(例えば、常勤者は週に40時間勤務することとされた事業所であれば、非正規雇用であっても、週40時間勤務する従業者は常勤扱いとなる。)

●勤務形態一覧表の様式と記載上の留意事項

勤務形態一覧表の作成にあたっては標準様式1(サービスごとに様式が異なる)を使用し、必ず記入方法及び記載例を参照すること。

各従事者の1ヵ月分の勤務時間等を入力すると自動計算されるため内容に誤りがないか十分に確認し提出すること。

なお、常勤換算方法により算定される従業者の出張や休暇等の取扱いについては以下のとおり。

- ① 「勤務形態」欄が「A」(常勤専従)の職員は、休暇等の期間が暦月で1月(当該月の初日から末日まで)を超えなければ、当該月は、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うもの。従って、出張や有給休暇等があった場合でもその期間が暦月で1月を超えていなければ、「常勤換算後の人数」欄は「1.0」となる。
- ② 「勤務形態」欄が「B」(常勤兼務)の職員は、①の考え方と同様に、出張や有給休暇等の期間は出勤したものとして扱った上で、当該事業所の職務に従事した時間数と、それ以外の職務に従事した時間数を按分して常勤換算すること。
- ③ 「勤務形態」欄が「C」(非常勤専従)「D」(非常勤兼務)の職員は当該職務に従事した時間数のみを勤務時間として計算する。従って、出張や有給休暇等があった場合は、当該時間を除いた上で常勤換算すること。

Q&A<常勤要件について>	
Q	<p>各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。</p> <p>27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について</p>
A	<p>そのような取扱いで差し支えない。</p>
Q&A<常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い>	
Q	<p>常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。</p> <p>14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A</p>
A	<p>常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-（2）等）。</p> <p>以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含まない。</p> <p>なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-（3）における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。</p>
Q&A<人員配置基準における両立支援>	
Q	<p>人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。</p> <p>3.3.19 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和3年3月19日）」の送付について</p>
A	<p>介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。</p> <p><常勤の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30時間以上の勤務で、常勤扱いとする。 <p><常勤換算の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。 <p>※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）問2は削除する。</p> <p><同等の資質を有する者の特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる

休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。

・なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

Ⅲ. 設備に関する基準

【(設備等)：条例第 206 条、施行規則第 81 条、要綱第 46】 ≪福祉用具貸与≫

【(設備に関する基準)：要綱第 50】 ≪特定福祉用具販売≫

設備	留意点	貸与	販売
福祉用具の保管のために必要な設備	① 清潔であること。 ② 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。(保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を <u>明確に区分</u> するための措置が講じられていることをいう。)	○	—
福祉用具の消毒のために必要な器材	福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	○	—
事業の運営を行うために必要な広さの区画	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。	○	○
その他の設備及び備品等	サービスに必要な設備及び備品等を確保すること。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、当該事業及び他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、他の事業所又は施設等に備えられた設備及び備品等を使用することができる。	○	○

1. 設備に関する基準について

(1) 設備等 《福祉用具貸与》

【(設備等)：条例第 206 条、施行規則第 81 条、要綱第 46】

【(設備等)：条例第 206 条】

- 1 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。
- 2 前項の設備等の基準は、規則で定める。

【(設備等)：施行規則第 81 条】

1. 条例第 206 条第 2 項の規定により定める設備等の基準は、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 福祉用具（法第 8 条第 12 項に規定する福祉用具をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管のために必要な設備 次に定める基準
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。
 - (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
2. 指定福祉用具貸与事業者は、条例第 212 条第 3 項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

【(設備等)：要綱第 46】

- 居宅条例第 206 条及び居宅規則第 81 条に定める指定福祉用具貸与の設備に関する基準については、次のとおりとする。
- (1) 居宅条例第 206 条第 1 項に規定する必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
 - (2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。
 - (3) 居宅規則第 81 条第 1 項第 1 号イは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。
 - (4) 居宅規則第 81 条第 1 項第 2 号に定める「福祉用具の消毒のために必要な器材」とは、居宅条例第 212 条第 2 項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。

【(指定介護予防訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)：施行規則第 14 条の 2】

【(指定介護予防訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)：施行規則第 14 条の 2】

指定介護予防サービス等基準条例第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防サービス等基準条例第 44 条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営

する場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 45 条の 3 に定める基準を満たすことをもって、条例第 52 条において準用する条例第 7 条に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 設備等 < 特定福祉用具販売 >

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51】により準用 (青網掛け準用)

【(設備等)：条例第 7 条、要綱第 50】

【(設備等)：条例第 7 条】

指定訪問介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

【(設備に関する基準)：要綱第 50】

居宅条例第 224 条において準用する第 7 条及び居宅規則第 4 条に定める指定特定福祉用具販売の設備に関する基準については、次のとおりとする。

- (1) 居宅条例第 7 条に規定する必要な広さを有する専用の事務室又は区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

IV. 運営に関する基準

1. 運営に関する基準について 《福祉用具貸与》

介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

【（介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について）：要綱第8（1）】

居宅条例第3条第4項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。

この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい（この点については、以下の他のサービス種類についても同様とする。）。

(1) 重要事項の説明等

【(準用：貸与)：(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(重要事項の説明等)：条例第 8 条、施行規則第 5 条、要綱第 8】

【(重要事項の説明等)：条例第 8 条】

指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、第 28 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定訪問介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

【(重要事項の説明等)：施行規則第 5 条】

指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、条例第 8 条に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。(以下略)

【(重要事項の説明等)：要綱第 8 (2)】

居宅条例第 8 条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等 (当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。) の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

<重要事項説明書に記載すべき事項>

① 運営規程の概要

例：事業目的、運営方針、従業者の職種・員数・職務の内容、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域、指定居宅サービスの内容・利用料・その他の費用の額、緊急時等における対応方法、虐待防止のための措置に関する事項等

② 従業者の勤務体制

③ 事故発生時の対応

④ 苦情処理の体制

⑤ その他 (秘密保持など)

*留意点

- ・ 「重要事項説明書」は、利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものであるため、まずは当該説明書を交付し、重要事項の説明を懇切丁寧に行うこと。
- ・ 利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面 (契約書) によることが望ましい。
- ・ 「重要事項説明書」と「運営規程」の記載が事業の実態とも整合していること (営業時間、通常の事業の実施地域、サービス提供の内容など)

(2) サービス提供拒否の禁止

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(サービス提供拒否の禁止)：条例第 9 条、要綱第 8】

【(サービス提供拒否の禁止)：条例第 9 条】

指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

【(サービス提供拒否の禁止)：要綱第 8 (3)】

指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込みに対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。

また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである(ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成 12 年 11 月 16 日老振第 76 号厚生省老人保健福祉局振興課長通知)中の 1 を除く。)

なお、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、
- ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。

(3) サービスの提供が困難な場合の措置

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(サービスの提供が困難な場合の措置)：条例第 10 条、要綱第 8】

【(サービスの提供が困難な場合の措置)：条例第 10 条】

指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第 28 条及び第 59 条において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

【(サービスの提供が困難な場合の措置)：要綱第 8 (4)】

指定訪問介護事業者は、居宅条例第 9 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅条例第 10 条の規定により、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(4) 受給資格等の確認

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(受給資格等の確認)：条例第 11 条、要綱第 8】

【(受給資格等の確認)：条例第 11 条】

1. 指定訪問介護事業者は、利用申込者に対し指定訪問介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格(法第 10 条の被保険者の資格をいう。)並びに要介護認定(法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。)の有無及び有効期間を確かめるものとする。
2. 指定訪問介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

【（受給資格等の確認）：要綱第 8（5）】

- ① 居宅条例第 11 条第 1 項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。
- ② 同条第 2 項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。

(5) 要介護認定の申請に係る援助

【（準用：貸与）：【（準用）：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47（10）】により準用（青網掛け準用）

【（要介護認定の申請に係る援助）：条例第 12 条、要綱第 8】

【（要介護認定の申請に係る援助）：条例第 12 条】

1. 指定訪問介護事業者は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第 27 条第 1 項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合で必要と認めるときは、当該利用者に係る法第 28 条第 2 項の規定による要介護認定の更新の申請が、当該要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

【（要介護認定の申請に係る援助）：要綱第 8（6）】

- ① 居宅条例第 12 条第 1 項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
- ② 同条第 2 項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から 30 日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(6) 心身の状況等の把握

【（準用：貸与）：【（準用）：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47（10）】により準用（青網掛け準用）

【（心身の状況等の把握）：条例第 13 条】

【（心身の状況等の把握）：条例第 13 条】

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該居宅介護支援事業者の介護支援専門員及び当該利用者に係る指定居宅サービス等の担当者により構成する会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない

い。

【POINT】

本人や家族との面談、サービス担当者会議等を通じて把握した利用者の心身の状況等の内容を記録として残すこと

(参考) 心身の状況等に関する変化の把握事項例

項目	詳細(例)
身体状況・ADLの変化	<ul style="list-style-type: none">・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。(別の福祉用具が必要ではないか。)
意欲・意向等の変化	<ul style="list-style-type: none">・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	<ul style="list-style-type: none">・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	<ul style="list-style-type: none">・サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	<ul style="list-style-type: none">・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。
利用状況の問題点	<ul style="list-style-type: none">・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)・使い方に不明点等はないか。・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	<ul style="list-style-type: none">・福祉用具は、正常に動作しているか。・修理等が必要な箇所はないか。

(7) 居宅介護支援事業者等との連携

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用(青網掛け準用)

【(居宅介護支援事業者等との連携)：条例第 14 条】

【(居宅介護支援事業者等との連携)：条例第 14 条】

1. 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【POINT】

利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、使用されるよう、サービス担当者会議等を通じ、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うことにより、必要に応じた居宅サービス計画の見直しが行われるようにすること

(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 <福祉用具貸与のみ>

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)：条例第 15 条、要綱第 8】

【(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)：条例第 15 条】

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第 41 条第 6 項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ることなどにより指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス（法第 41 条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。第 19 条において同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

【(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)：要綱第 8 (7)】

居宅条例第 15 条は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 64 条第 1 号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、施行規則第 64 条第 1 号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)：条例第 16 条、施行規則第 6 条】

【(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)：条例第 16 条】

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

【(条例第 16 条の規則で定める計画)：施行規則第 6 条】

条例第 16 条の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 64 条第 1 号のハ及びニに規定する計画とする。

(10) 居宅サービス計画の変更の援助

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(居宅サービス計画の変更の援助)：条例第 17 条、要綱第 8】

【(居宅サービス計画の変更の援助)：条例第 17 条】

指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

【（居宅サービス計画等の変更の援助）：要綱第8（8）】

居宅条例第17条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(11) 身分証明書

【（準用：貸与）：【（準用）：条例第215条、施行規則84条、要綱第47（10）】により準用（青網掛け準用）

【（身分証明書）：条例第18条、要綱第8】

【（身分証明書）：条例第18条】

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

【（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）：要綱第8（9）】

居宅条例第18条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(12) サービスの提供の記録等

【（準用：貸与）：【（準用）：条例第215条、施行規則84条、要綱第47（10）】により準用（青網掛け準用）

【（サービスの提供の記録等）：条例第19条、要綱第8】

【（サービスの提供の記録等）：条例第19条】

1. 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する居宅サービス計画に記載した書面等に記載しなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供したときは、当該提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

【（サービスの提供の記録等）：要綱第8条（10）】

- ① 居宅条例第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容（例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。
- ② 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から

の申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。この場合の「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法をいう。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅条例第 40 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないものとする。

(13) 利用料等の受領

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(利用料等の受領)：条例第 20 条、施行規則第 82 条、要綱第 47】

【(利用料等の受領)：条例第 20 条】

1. 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。
2. 指定訪問介護事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び当該費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

【(利用料等の受領)：施行規則第 82 条】

1. 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
2. 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
3. 指定福祉用具貸与事業者は、前 2 項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
4. 条例第 215 条において準用する条例第 20 条第 2 項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。
5. 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく利用者が支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収することなどにより、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

【(利用料等の受領)：要綱第 47 (1)】

居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び第 91 条第 1 項、第 207 条から第 210 条、第 212 条及び第 214 条に定める指定福祉用具貸与の運営に関する基準については、次のとおりとする。

(1) 利用料等の受領

- ① 居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び居宅規則第 82 条第 3 項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割 (法第 50 条若しくは第 60 条又は第 69 条第 5 項の規定の適用により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合) の支払いを受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己

のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部または一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

- ② 居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び居宅規則第 7 条（第 3 項を除く）は、指定訪問介護に係る居宅条例第 20 条及び居宅規則第 7 条（第 3 項を除く）と同趣旨であるため、第 8 (11) ①、②及び④を参照するものとする。

なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することもできることとするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならないものとする。

- ③ 居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び居宅規則第 82 条第 3 項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、次のア及びイについては、居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び居宅規則第 82 条第 1 項及び第 2 項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

イ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

- ④ 居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び居宅規則第 82 条第 5 項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

(参考) 複数の福祉用具を貸与する場合について

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより(※)、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※ 該当する減額取扱いを行う事業所にあつては、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成 27 年 3 月 27 日老振発第 0327 第 3 号)」の記載事項を十分に確認の上、事前に運営規程の変更届を提出すること。

《関連文書》

介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成 12 年 11 月 16 日 老振第 75 号、老健第 122 号)

介護保険施設等における「日常生活費等とは区分される費用」の受領について(平成 13 年 1 月 12 日 全老健第 12-265 号)

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成 27 年 3 月 27 日 老振発 0327 第 3 号)

(14) サービス提供証明書の交付

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用(青網掛け準用)

【(サービス提供証明書の交付)：施行規則第 8 条、要綱第 8】

【(サービス提供証明書の交付)：施行規則第 8 条】

指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受

けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

【（サービス提供証明書の交付）：要綱第8（12）】

居宅規則第8条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

(15) 基本的な取扱方針

【(基本的な取扱方針)：条例第207条、要綱第47】

【(基本的な取扱方針)：条例第207条】

1. 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
2. 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
3. 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【(指定福祉用具貸与の基本的な取扱方針)：要綱第47(2)】

居宅条例第207条第2項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。

(16) 具体的な取扱方針

【(具体的な取扱方針)：条例第208条、要綱第47】

【(具体的な取扱方針)：条例第208条】 **《令和6年度改定》**

福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法及び利用料等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。
- (2) 福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は第218条に規定する指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。
- (3) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。
- (4) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。
- (5) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した当該福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用

者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。
- (8) 指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、随時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。
- (9) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

【（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成）：要綱第 47（3）】

（略、次項を参照）

（福祉用具貸与）

特に、電動車いす、移動用リフト等の、使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の、使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない洗浄、点検等の衛生管理について十分説明するものとする。

（特定福祉用具販売）

特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。

(17) 福祉用具貸与計画

【(福祉用具貸与計画)：条例第 209 条、施行規則第 83 条、要綱第 47】

【(福祉用具貸与計画)：条例第 209 条】 《令和 6 年度改定》

1. 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、規則で定める事項を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。
2. 福祉用具貸与計画は、利用者に第 218 条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第 222 条第 1 項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
3. 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
4. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
5. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の日から 6 月以内に少なくとも 1 回、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
6. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を記録し、当該記録を指定福祉用具貸与の提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
7. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
8. 第 1 項から第 4 項までの規定は、福祉用具貸与計画の変更に準用する。

【(福祉用具貸与計画)：施行規則第 83 条】 《令和 6 年度改定》

1. 条例第 209 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定福祉用具貸与の目標
 - (2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容
 - (3) 福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期
 - (4) その他必要と認められる事項
2. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画について条例第 209 条第 4 項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。
3. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
4. 前 2 項の規定は、福祉用具貸与計画の変更に準用する。

【(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成)：要綱第 47 (3)】 《令和 6 年度改定》

- ① 居宅条例第 208 条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。
なお、同条第 5 号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任を持って修理後の点検を行うものとする。
- ② 同条第 2 号の対象福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければならない。
また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービ

ス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとする。

なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- ③ 同条第4号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない洗浄、点検等の衛生管理について十分説明するものとする。

なお、同号に定める「福祉用具の使用法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書」とは、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。

- ④ 同条第5号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施するものとする。

- ⑤ 同条第6号及び第7号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、居宅条例第214条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならないものとする。

- ⑥ 同条第8号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治医からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないものとする。

- ⑦ 同条第9号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。

- ⑧ 福祉用具貸与計画の作成

ア 居宅条例第209条第1項及び第2項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。

なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成するものとする。

イ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下オにおいて「モニタリング」という。）を行う時期等を記載するものとする。その他、関係者間で共有すべき

情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載するものとする。

なお、福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。

ウ 同条第3項は、福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

エ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならないものとする。

なお、福祉用具貸与計画は、居宅条例第214条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。

オ 同条第5項から第7項までは、福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することを義務づけるものである。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものである。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられる。

なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施するものとする。

カ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者については、第8(14)⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と読み替える。

Q&A<福祉用具サービス計画>	
Q	<p>福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。</p> <p>24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報 vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成24年3月16日)」の送付について /101</p>
A	<p>指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。</p> <p>これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等） ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）
Q&A<貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について>	
Q	<p>福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。</p> <p>6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について /101</p>
A	<p>利用者の選択に当たって必要な情報としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見 ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）等が考えられる。 <p>※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月 ・ 歩行器：11.0ヶ月 ・ 単点杖：14.6ヶ月 ・ 多点杖：14.3ヶ月

(18) 市町村への通知

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(市町村への通知)：条例第 25 条、要綱第 8】

【(市町村への通知)：条例第 25 条】

指定訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

【(市町村への通知)：要綱第 8 (15)】

居宅条例第 25 条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第 22 条第 1 項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第 64 条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。

(19) 管理者の責務

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(管理者の責務)：条例第 49 条、要綱第 12】

【(管理者の責務)：条例第 49 条】

1. 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
2. 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

【(管理者の責務)：要綱第 12 (4)】 <<令和 6 年度改定>>

居宅条例第 49 条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に居宅条例第 46 条から第 52 条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(20) 運営規程

【(運営規程)：条例第 210 条、要綱第 47】

【(運営規程)：条例第 210 条】

指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項

【（運営規程）：要綱第 47（4）】

居宅条例第 210 条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

「指定福祉用具貸与の提供方法」とは、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等をいう。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（1 割負担、2 割負担又は 3 割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅条例第 215 条において準用する第 20 条及び居宅規則第 7 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（居宅条例第 213 条第 2 項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

② その他運営に関する重要事項

(7)①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。

※（4）指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

- ・福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等をいう。（提供方法）
- ・個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式（利用期間に暦月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。（利用料）

※通常の事業の実施地域について

『通常の事業の実施地域』とは、福祉用具貸与事業所が運営規程に定める通常サービス提供を行う地域として定めている地域を指す。

介護支援専門員から依頼があった場合に、通常の事業の実施地域に定めているにもかかわらず正当な理由がなく断るのは適切でない。通常の事業の実施地域を見直す必要がある場合は「運営規程」の変更として変更届を提出する。

運営規程作成のポイント

介護保険事業者の運営規程作成例

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス > 市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報 > 介護保険事業者指定（許可）申請関係等様式 > 介護保険事業者の運営規程作成例

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kitei.html>

(21) 勤務体制の確保等

【（準用：貸与）：【（準用）：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47（10）】により準用（青網掛け準用）

【(勤務体制の確保等)：条例第 91 条、要綱第 25】

【(勤務体制の確保等)：条例第 91 条第 1 項及び第 4 項】

1. 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定通所介護事業者の従業者により指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。
4. 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、当該指定通所介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じなければならない。

【(勤務体制の確保等)：要綱第 25 (5) ③を除く】

居宅条例第 91 条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 原則として、当該指定通所介護事業者の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ③ 同条第 3 項の規定は、指定訪問入浴介護に係る居宅条例第 50 条の 2 第 3 項と基本的に同趣旨であるため、第 12(6)③を参照するものとする。
- ④ 同条第 4 項の規定は、指定訪問介護に係る居宅条例第 30 条第 3 項の規定と基本的に同趣旨であるため、第 8(21)④を参照するものとする。

【勤務表作成にあたっての留意事項】

※月ごとの勤務表に記載すべき事項

- ①福祉用具専門相談員の日々の勤務時間
- ②常勤・非常勤の別
- ③管理者との兼務関係等

※翌月の勤務予定表が前月末までに作成されていない

※勤務予定表の営業日に福祉用具専門相談員が配置されていない

(22) 業務継続計画の策定等

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(業務継続計画の策定等)：条例第 30 条の 2、要綱第 33】

【(業務継続計画の策定等)：条例第 30 条の 2】

1. 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

更を行うものとする。

【（業務継続計画の策定等）：要綱第 47（5）】

居宅条例第 215 条の規定により指定福祉用具貸与の事業について準用される居宅条例第 30 条の 2 の規定については、訪問入浴介護と同様であるので、第 12（7）を参照するものとする。

【（業務継続計画の策定等）：要綱第 12（7）】 **《令和 6 年度改定》**

- ① 居宅条例第 52 条により準用される居宅条例第 30 条の 2 は、指定訪問入浴介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅条例第 30 条の 2 に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
- ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照するものとする。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。
 - ア 感染症に係る業務継続計画
 - a. 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - b. 初動対応
 - c. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
 - イ 災害に係る業務継続計画
 - a. 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b. 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c. 他施設及び地域との連携
- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
- ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(23) 研修の機会の確保等

【(研修の機会の確保等)：条例第 210 条の 2、要綱第 47】

【(研修の機会の確保等)：条例第 210 条の 2】

1. 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。
2. 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽(さん)に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

【(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等) 要綱第 47 (6)】

- ① 居宅条例第 210 条の 2 第 1 項は、福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。
- ② 同条第 2 項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとしたものである。

(24) 福祉用具の取扱種目

【(福祉用具の取扱種目)：条例第 211 条】

【(福祉用具の取扱種目)：条例第 211 条】

指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(25) 衛生管理等

【(準用)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用

【(衛生管理等)：条例第 212 条、施行規則 9 条の 2、要綱第 47】

【(衛生管理等)：条例第 212 条】

1. 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
2. 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
3. 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
4. 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
5. 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

6. 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

【（感染症及び食中毒の予防等のための措置）施行規則第9条の2】

- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

【（衛生管理等）：要綱第47（7）】

- ① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。
- なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる分解洗浄、部品交換、動作確認等の衛生管理が確実に実施されるよう、特に留意するものとする。
- ② 居宅条例第212条第3項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下②において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規定等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならないものとする。
- ア 当該委託等の範囲
- イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が居宅条例第215条において準用する第20条及び第91条第1項、第207条から第210条の2まで、第212条及び第214条に定める運営に関する基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨の内容
- エ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨の内容
- オ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号に定める指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨の内容
- カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項
- ③ 指定事業者は②のウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければならないものとする。
- ④ 指定事業者が行う②のエの指示は、文書により行われなければならないものとする。
- ⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅条例第214条第2項の規定に基づき、②のウ及びオの確認の結果の記録を2年間保存しなければならないものとする。
- ⑥ 居宅条例第212条第6項の規定については、訪問入浴介護と同様であるので、第12(8)②を参照するものとする。

【（衛生管理等）：要綱第12（8）】

- ① 居宅条例第52条の規定により指定訪問入浴介護の事業について準用される居宅条例第31条第1項及び第2項の規定については、訪問介護と同様であるので、第8(23)の①を参照するものとする。
- ② 居宅条例第52条の規定により指定訪問入浴介護の事業について準用される居宅条例第31条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照するものとする。

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【留意事項】

福祉用具の保管又は消毒業務を他の事業者に行わせる場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、当該業務に係る委託契約において、下記の事項を文書により取り決めること

- イ 委託等の範囲
- ロ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ハ 受託者等の従業者により委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
→確認結果の記録を作成すること（2年間保存）
- ニ 指定事業者が委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨
→指示は文書により行うこと
- ホ 指定事業者が委託業務に関し改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
→確認結果の記録を作成すること（2年間保存）
- ヘ 受託者等が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ト その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

(26) 重要事項の揭示

【(重要事項の揭示)：条例第 213 条】

【(重要事項の揭示)：条例第 213 条】 **《令和6年度：改定》**

1. 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。
2. 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。
3. 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。
4. 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(27) 秘密保持等

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(秘密保持等)：条例第 33 条、要綱第 8】

【(秘密保持等)：条例第 33 条】

1. 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3. 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

【(秘密保持等)：要綱第 8 (25)】

- ① 居宅条例第 33 条第 1 項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- ② 同条第 2 項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 同条第 3 項は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

(28) 広告

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(広告)：条例第 34 条】

【(広告)：条例第 34 条】

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(29) 利益供与の禁止

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(利益供与の禁止)：条例第 35 条、要綱第 8】

【(利益供与の禁止)：条例第 35 条】

指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が居宅サービスの利用を希望する者に対して当該指定訪問介護事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

【（利益供与の禁止）：要綱第8（27）】

居宅条例第35条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

(30) 苦情解決

【（準用：貸与）：【（準用）：条例第215条、施行規則84条、要綱第47（10）】により準用（青網掛け準用）

【（苦情解決）：条例第36条、要綱第8】

【（苦情解決）：条例第36条】

1. 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4. 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
5. 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
6. 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない

【（苦情解決）：要綱第8（28）】

- ① 苦情解決にあたっては、第三者委員会を設置し、活用に努めるとともに、苦情の解決結果については個人情報を除いて「事業報告書」や「広報誌」等にその実績を掲載し公表するよう努めること。なお、苦情解決については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（老発第514号、平成12年6月7日付厚生省老人保健福祉局長通知）が定められていることから、参考にされたい。
- ② 居宅条例第36条第1項に定める「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること等をいう。
なお、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する取扱いは、第3章の第8の(24)の①に準ずるものとする。
- ③ 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏

まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、居宅条例第 40 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければならないものとする。

- ④ 同条第 3 項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

《関連通知》

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日付厚生省局長通知）

(31) 市町村の事業への協力等

【(準用：貸与)：(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(市町村の事業への協力等)：条例第 37 条、要綱第 8】

【(市町村の事業への協力等)：条例第 37 条】

1. 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

【(市町村の事業への協力等)：要綱第 8 (29)】

- ① 居宅条例第 37 条第 1 項は、居宅条例第 3 条第 2 項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。
なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
- ② 同条第 2 項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、居宅条例第 9 条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。
なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。

(32) 事故発生時の対応

【(準用：貸与)：(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(事故発生発生時の対応)：条例第 38 条、要綱第 8】

【(事故発生時の対応)：条例第 38 条】

1. 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
3. 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【(事故発生時の対応)：要綱第 8 条 (30)】 (長野県独自)

居宅条例第 38 条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に対して

連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、**居宅条例第 40 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければならないもの**とするほか、次の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(33) 虐待の防止

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(虐待の防止)：条例第 38 条の 2、施行規則 9 条の 3、要綱第 47】

【(虐待の防止)：条例第 38 条の 2】

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

【(虐待の防止のための措置)：施行規則 9 条の 3】

条例第 38 条の 2 の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

【(虐待の防止)：要綱第 47 (8)】

居宅条例第 215 条の規定により指定福祉用具貸与の事業について準用される居宅条例第 38 条の 2 の規定については、訪問介護と同様であるので、第 8 (31)を参照するものとする。

【(虐待の防止)：要綱第 8 (31)】 <<令和 6 年度：改定>>

居宅条例第 38 条の 2 及び居宅規則第 9 条の 3 は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第 3 条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介

護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- カ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（※）身体拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

(34) 会計の区分

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(会計の区分)：条例第 39 条、要綱第 8】

【(会計の区分)：条例第 39 条】

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

【(会計の区分)：要綱第 8 (32)】

居宅条例第 39 条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知) 等によるものとする。

◀関連通知▶

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号厚生労働省老健局振興課長通知)」

(35) 記録の整備

【(記録の整備)：条例第 214 条、要綱第 47】

<p>【(記録の整備)：条例第 214 条】 《令和 6 年度：改定》 (長野県独自)</p> <p>1. 指定福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2. 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間 (第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる記録にあっては、5 年間) 保存しなければならない。</p> <p>(1) 福祉用具貸与計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第 208 条第 7 号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</u></p> <p>(4) 第 212 条第 4 項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 25 条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 36 条第 2 項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>
<p>【(記録の保存)：要綱第 47 (9)】 《令和 6 年度：改定》</p> <p>居宅条例第 214 条により、整備すべき記録は次のとおりとする。</p> <p>なお、同条第 2 項の「その完結の日」とは、同項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、同項第 3 号の記録については、居宅条例第 212 条第 4 項に規定する福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとする。</p> <p>① 福祉用具貸与計画</p> <p>② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録</p> <p>③ <u>第 47 の(3)の⑤の身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>④ 第 47(7)③の確認の結果の記録及び④の指示の文書</p> <p>⑤ 準用される居宅条例第 25 条に係る市町村への通知に係る記録</p> <p>⑥ 準用される居宅条例第 36 条第 2 項に係る苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 準用される居宅条例第 38 条第 2 項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

記録内容	保存年数
<ul style="list-style-type: none">● その提供した具体的なサービスの内容等の記録● 市町村への通知に係る記録	2 年
<ul style="list-style-type: none">● 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録● 苦情の内容等の記録● 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録	5 年

(36) 準用

【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】《福祉用具貸与》

【(準用)：条例第 215 条】

第 6 条、第 8 条から第 20 条まで、第 25 条、第 30 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで、第 49 条並びに第 91 条第 1 項及び第 4 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第 205 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員」と、第 8 条中「第 28 条」とあるのは「第 210 条」と、第 10 条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第 204 条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第 14 条第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 18 条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 19 条第 1 項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第 91 条第 1 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

【(準用)：施行規則 84 条】

第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 及び第 14 条の 2 の規定は、指定福祉用具貸与の事業及び指定福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、第 9 条の 2 中「第 31 条第 3 項」とあるのは「第 212 条第 6 項」と、同条及び第 9 条の 3 中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第 38 条の 2」とあるのは「第 215 条において準用する条例第 38 条の 2」と、第 14 条の 2 中「第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第 187 条第 1 項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者」と、「第 44 条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第 186 条に規定する指定介護予防福祉用具貸与」と、「第 45 条の 3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第 188 条第 1 項及び指定介護予防サービス等基準規則第 77 条」と、「第 52 条において準用する条例第 7 条」とあるのは「第 206 条第 1 項及びこの規則第 81 条」と読み替えるものとする。

【(準用)：要綱第 47 (10)】

居宅条例第 215 条及び居宅規則第 84 条の規定により、居宅条例第 8 条から第 20 条まで、第 25 条、第 30 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで、第 49 条及び第 91 条第 1 項及び第 4 項並びに居宅規則第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 及び第 14 条の 2 の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用されるため、第 8 (2) から (10) まで ((2) の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、(12)、(15)、(25)、(27) から (30) まで及び (32)、第 12 (4) 並びに第 25 (5) (③ を除く。) を参照するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

- ① 居宅条例第 10 条中「第 28 条及び第 59 条において同じ。）」とあるのは「第 28 条及び第 59 条において同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、居宅条例第 14 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、居宅条例第 18 条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、居宅条例第 19 条中「その期日、内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、居宅規則第 8 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、居宅条例第 91 条第 1 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。
- ② 準用される居宅条例第 91 条第 1 項については、次の点に留意するものとする。
 - ア 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。
 - イ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。
なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅条例第 212 条第 3 項の規定に留意するものとする。

2. 運営に関する基準について 《特定福祉用具販売》

準用規定については、福祉用具貸与と同様のため省略しています。個別事項についてのみ記載しています。

(1) 重要事項の説明等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(重要事項の説明等)：条例第 8 条、施行規則第 5 条、要綱第 8 (2)】

(2) サービス提供拒否の禁止

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(サービス提供拒否の禁止)：条例第 9 条、要綱第 8 (3)】

(3) サービスの提供が困難な場合の措置

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(サービスの提供が困難な場合の措置)：条例第 10 条、要綱第 8 (4)】

(4) 受給資格等の確認

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(受給資格等の確認)：条例第 11 条、要綱第 8 (5)】

(5) 要介護認定の申請に係る援助

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(要介護認定の申請に係る援助)：条例第 12 条、要綱第 8 (6)】

(6) 心身の状況等の把握

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(心身の状況等の把握)：条例第 13 条】

(7) 居宅介護支援事業者等との連携

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(居宅介護支援事業者等との連携)：条例第 14 条】

(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)：条例第 16 条、施行規則第 6 条】

(10) 居宅サービス計画の変更の援助

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(居宅サービス計画の変更の援助)：条例第 17 条、要綱第 8 (8)】

(11) 身分証明書

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(身分証明書)：条例第 18 条、要綱第 8 (9)】

(12) サービスの提供の記録等

【(サービスの提供の記録)：条例第 219 条、要綱第 51】

【(サービスの提供の記録)：条例第 219 条】

指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下この章において「指定特定福祉用具販売事業者」という。)は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【(サービスの提供の記録)：要綱第 51 条 (1)】

居宅条例第 219 条は、当該指定特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、居宅条例第 223 条第 2 項に基づき、2 年間保存しなければならないものとする。

(13) 販売費用の額等の受領

【(販売費用の額等の受領)：条例第 220 条、施行規則第 86、87 条、要綱第 51】

【(販売費用の額等の受領)：条例第 220 条】

1. 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、規則で定めるところにより、その販売費用の額等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。
2. 指定特定福祉用具販売事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

【(販売費用の額等の受領)：施行規則第 86 条】

1. 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、その利用者から現に当該特定福祉用具(条例第 218 条に規定する特定福祉用具をいう。以下この条及び次条において同じ。)の購入に要した費用の額(次条において「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。
2. 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
 - (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
3. 条例第 220 条第 2 項の規則で定める費用は、前項各号に掲げる費用とする。

【(書類等の交付)：施行規則第 87 条】

1. 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、その領収書及び次に掲げる書面を利用者に対して交付しなければならない。
 - (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称を記載した書面

- (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を証明した書面
 - (3) 当該特定福祉用具の概要を記載した書面
2. 指定特定福祉用具販売事業者は、当該特定福祉用具の概要を記載した資料を利用者に交付する場合は、前項第3号の書面を交付することを要しない。

【（販売費用の額等の受領）：要綱第51（2）】

居宅条例第215条において準用する第20条及び第91条第1項、第207条から第210条、第212条及び第214条に定める指定福祉用具貸与の運営に関する基準については、次のとおりとする。

(2) 販売費用の額等の受領

- ① 居宅規則第86条第1項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額をいい、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれるものとする。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部または一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。
- ② 居宅条例第220条第1項及び居宅規則第86条第2項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、次のア及びイについては、居宅条例第220条第1項及び居宅規則第86条第1項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
 - ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
 - イ 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- ③ 居宅条例第220条第2項は、指定訪問介護に係る居宅条例第20条第2項と同趣旨であるため、第8(11)④を参照するものとする。

【（保険給付の申請に必要な書類等の交付）：要綱第51（3）】

居宅規則第87条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次のものを利用者に対し、交付することとしたものである。

- ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
- ② 領収書
- ③ 当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(15) 基本的な取扱方針

【（準用：販売）：【（準用）：条例第224条、施行規則89条、要綱第51（9）】により準用（青網掛け準用）

【（基本的な取扱方針）：条例第207条、要綱第47】

(16) 具体的な取扱方針

【（具体的な取扱方針）：条例第221条、要綱第51】

【（具体的な取扱方針）：条例第 221 条】 **《令和 6 年度改定》**

福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得なければならないこと。
- (2) 法第 8 条第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第 204 条に規定する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。
- (3) 販売する特定福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。
- (4) 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。
- (5) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
- (7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- (8) 指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

【（指定特定福祉用具販売の具体的な取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成）：要綱第 51（4）】
（略）

(17) 特定福祉用具販売計画

【(福祉用具販売計画)：条例第 222 条、施行規則第 88 条、要綱第 51】

【(福祉用具販売計画)：条例第 222 条】 **《令和 6 年度：改定》**

1. 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。
2. 特定福祉用具販売計画は、利用者に第 204 条に規定する指定福祉用具貸与の利用があるときは、第 209 条第 1 項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
3. 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
4. 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
5. 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

【(福祉用具貸与計画)：施行規則第 88 条】

1. 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画について条例第 222 条第 4 項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。
2. 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

【(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成)：要綱第 51 (4)】

《令和 6 年度：改定》

- ① 居宅条例第 221 条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。
- ② 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、同条第 2 号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければならない。
また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとする。
なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- ③ 同条第 4 号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。
なお、同号に定める「特定福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書」とは、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいう。
- ④ 同条第 8 号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治医からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会

議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

- ⑤ 対象福祉用具に係る サービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供するものとする。
- ⑥ 特定福祉用具販売計画の作成
- ア 居宅条例第 222 条第 1 項及び第 2 項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。
なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成するものとする。
- イ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載するものとする。
なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案するものとし、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。
- ウ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならないが、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならないものとする。
なお、特定福祉用具販売計画は、居宅条例第 223 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないものとする。
- エ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも 1 回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者への テレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。
- オ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者については、第 8 (14)⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「特定福祉用具販売計画」と読み替える。
- ⑦ 同条第 6 号及び第 7 号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。
なお、居宅条例第 223 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、5 年間保存しなければならないものとする。

(18) 市町村への通知

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(市町村への通知)：条例第 25 条、要綱第 8 (15)】

(19) 管理者の責務

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(管理者の責務)：条例第 49 条、要綱第 12 (4)】

(20) 運営規程

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(運営規程)：条例第 210 条、要綱第 47 (4)】

運営規程作成のポイント

介護保険事業者の運営規程作成例

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護サービス > 市町村・介護保険指定事業者の皆様
への情報 > 介護保険事業者指定 (許可) 申請関係等様式 > 介護保険事業者の運営規程作成例

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kitei.html>

(21) 勤務体制の確保等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(勤務体制の確保等)：条例第 91 条、要綱第 25 (5)】

(22) 業務継続計画の策定等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(業務継続計画の策定等)：条例第 30 条の 2、要綱第 51】

【(業務継続計画の策定等)：要綱第 51 (5)】

居宅条例第 224 条の規定により指定特定福祉用具販売について準用される居宅条例第 30 条の 2 の規定については、訪問入浴介護と同様であるので、第 12(7)を参照するものとする。

(23) 研修の機会の確保等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(研修の機会の確保等)：条例第 210 条の 2、要綱第 47 (6)】

(24) 福祉用具の取扱種目

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)
【(福祉用具の取扱種目)：条例第 211 条】

【(福祉用具の取扱種目)：条例第 211 条】

指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(25) 衛生管理等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(衛生管理等)：条例第 31 条、施行規則第 9 条の 2、要綱第 51】

【(衛生管理等)：要綱第 51 (6)】

居宅条例第 224 条の規定により指定特定福祉用具販売の事業について準用される居宅条例第 31 条の規定については、訪問入浴介護と同様であるので、第 12(8)を参照するものとする。

(26) 重要事項の掲示

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(重要事項の掲示)：条例第 213 条】

(27) 秘密保持等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(秘密保持等)：条例第 33 条、要綱第 8 (25)】

(28) 広告

【(準用：貸与)：【(準用)：条例第 215 条、施行規則 84 条、要綱第 47 (10)】により準用 (青網掛け準用)

【(広告)：条例第 34 条】

(29) 利益供与の禁止

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(利益供与の禁止)：条例第 35 条、要綱第 8 (27)】

(30) 苦情解決

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(苦情解決)：条例第 36 条、要綱第 8 (28)】

(31) 市町村の事業への協力等

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(市町村の事業への協力等)：条例第 37 条、要綱第 8 (29)】

(32) 事故発生時の対応

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(事故発生発生時の対応)：条例第 38 条、要綱第 8 (30)】

(33) 虐待の防止

【(準用：販売)：【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51 (9)】により準用 (青網掛け準用)

【(虐待の防止)：要綱第 51】

【(虐待の防止)：要綱第 51 (7)】

居宅条例第 224 条の規定により指定特定福祉用具販売の事業について準用される居宅基準第 38 条の

2の規定については、訪問介護と同様であるので、第8(31)を参照するものとする。

(34) 会計の区分

【(準用：販売)：【(準用)：条例第224条、施行規則89条、要綱第51(9)】により準用(青網掛け準用)
 【(会計の区分)：条例第39条、要綱第8(32)】

(35) 記録の整備

【(記録の整備)：条例第223条、要綱第51】

【(記録の整備)：条例第223条】 <<令和6年度：改定>> (長野県独自)

1. 指定特定福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
2. 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
 - (1) 特定福祉用具販売計画
 - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第221条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

【(記録の保存)：要綱第51(8)】 <<令和6年度：改定>>

居宅条例第223条により、整備すべき記録は次のとおりとする。

なお、居宅条例第223条第2項の「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

- ① 特定福祉用具販売計画
- ② 提供した個々の指定特定福祉用具販売に関する記録
- ③ 第51の(4)の⑦の身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 準用される居宅条例第25条に係る市町村への通知に係る記録
- ⑤ 準用される居宅条例第36条第2項に係る苦情の内容等の記録
- ⑥ 準用される居宅条例第38条第2項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

記録内容	保存年数
<ul style="list-style-type: none"> ● その提供した具体的なサービスの内容等の記録 ● 市町村への通知に係る記録 	2年
<ul style="list-style-type: none"> ● 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録 ● 苦情の内容等の記録 ● 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録 	5年

(36) 準用

【(準用)：条例第 224 条、施行規則 89 条、要綱第 51】《特定福祉用具販売》

【(準用)：条例第 224 条】

第 6 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 25 条、第 30 条の 2、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで、第 49 条、第 91 条第 1 項及び第 4 項、第 205 条、第 207 条、第 210 条から第 211 条まで並びに第 213 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定（第 31 条を除く。）中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第 224 条において準用する第 205 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員」と、第 8 条中「第 28 条」とあるのは「第 224 条において読み替えて準用する第 210 条」と、第 10 条中「等を」とあるのは「及び取り扱う第 218 条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第 14 条第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 18 条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 31 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 91 条第 1 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第 2 項中「研修」とあるのは「特定福祉用具に関する適切な研修」と、第 207 条第 2 項中「貸与」とあるのは「販売」と、第 210 条第 2 号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

【(準用)：施行規則 89 条】

第 5 条、第 6 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 14 条の 2 及び第 80 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業及び指定特定福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、第 9 条の 2 中「第 31 条第 3 項」とあるのは「第 224 条において準用する条例第 31 条第 3 項」と、同条及び第 9 条の 3 中「訪問介護員等」とあるのは「条例第 224 条において準用する条例第 205 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員」と、同条中「第 38 条の 2」とあるのは「第 224 条において準用する条例第 38 条の 2」と、第 14 条の 2 中「第 45 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「第 201 条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者」と、「第 44 条に規定する指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第 200 条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売」と、「第 45 条の 3」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例第 204 条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第 188 条第 1 項」と、「第 52 条」とあるのは「第 224 条」と、第 80 条第 2 項第 3 号中「指定特定福祉用具販売（条例第 218 条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。）」第 89 条において準用する前項」とあるのは、「指定特定福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。

【(準用)：要綱第 51 (9)】

居宅条例第 224 条及び居宅規則第 89 条の規定により、居宅条例第 6 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 25 条、第 30 条の 2、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条から第 39 条まで、第 49 条、第 91 条第 1 項及び第 4 項、第 205 条、第 207 条、第 210 条から第 211 条まで及び第 213 条並びに居宅規則第 5 条、第 6 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 及び第 14 条の 2 の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため、第 8 (2) から (6) まで（(2) の第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）、(8)、(9)、(15)、(25)、(27) から (30) まで及び (32)、第 12 (4)、第 25 (5) (③を除く。) 並びに第 47 (2)、(4)、(6) 及び (9) を参照するものとする。

この場合において、次の点に留意するものとする。

- ① 居宅条例第 10 条中「第 28 条及び第 59 条において同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、居宅条例第 14 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、居宅条例第 18 条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、居宅条例第 91 条第 1 項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、居宅条例第 207 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、居宅条例第 210 条中

「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、居宅条例第 224 条において準用する第 91 条及び 211 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。

② 準用される居宅条例第 91 条第 1 項については、次の点に留意すること。

ア 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

イ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。

③ 準用される居宅条例第 210 条については、次の点に留意するものとする。

「指定特定福祉用具販売の提供方法」とは、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等をいう。「販売費用の額」としては、法第 44 条第 3 項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、居宅条例第 220 条及び居宅規則第 86 条第 2 項により徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定方式及び目録（居宅条例第 224 条で準用する居宅条例第 213 条第 2 項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること

V. 介護報酬等

サービス名称	略称	正式名称
福祉用具貸与	厚告 19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 19 号）
	老企 36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号）
介護予防福祉用具貸与	厚告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 127 号）
	通知（予防）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日 老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）
共通	厚告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 94 号）
	厚告 95	厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 95 号）
	厚告 96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 96 号）

1.（介護予防）福祉用具貸及び特定（介護予防）福祉用具販売の福祉用具の種目

	（介護予防）福祉用具貸与	特定（介護予防）福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ

(1) 福祉用具貸与費（1月につき）

【厚告 19：11】

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

【厚告 19：注7】

特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。

《関連通知》

- ・「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）
- ・「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」介護保険最新情報 vol.846（令和2年6月12日付老高発 0612 第1号）

(2) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費

【厚告19：注6】

要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日 厚生省告示第93号）

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号）

三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注6の厚生労働大臣が定める者

【（要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費）：老企36第2の9（4）】

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。

また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下（4）において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ~ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ~ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

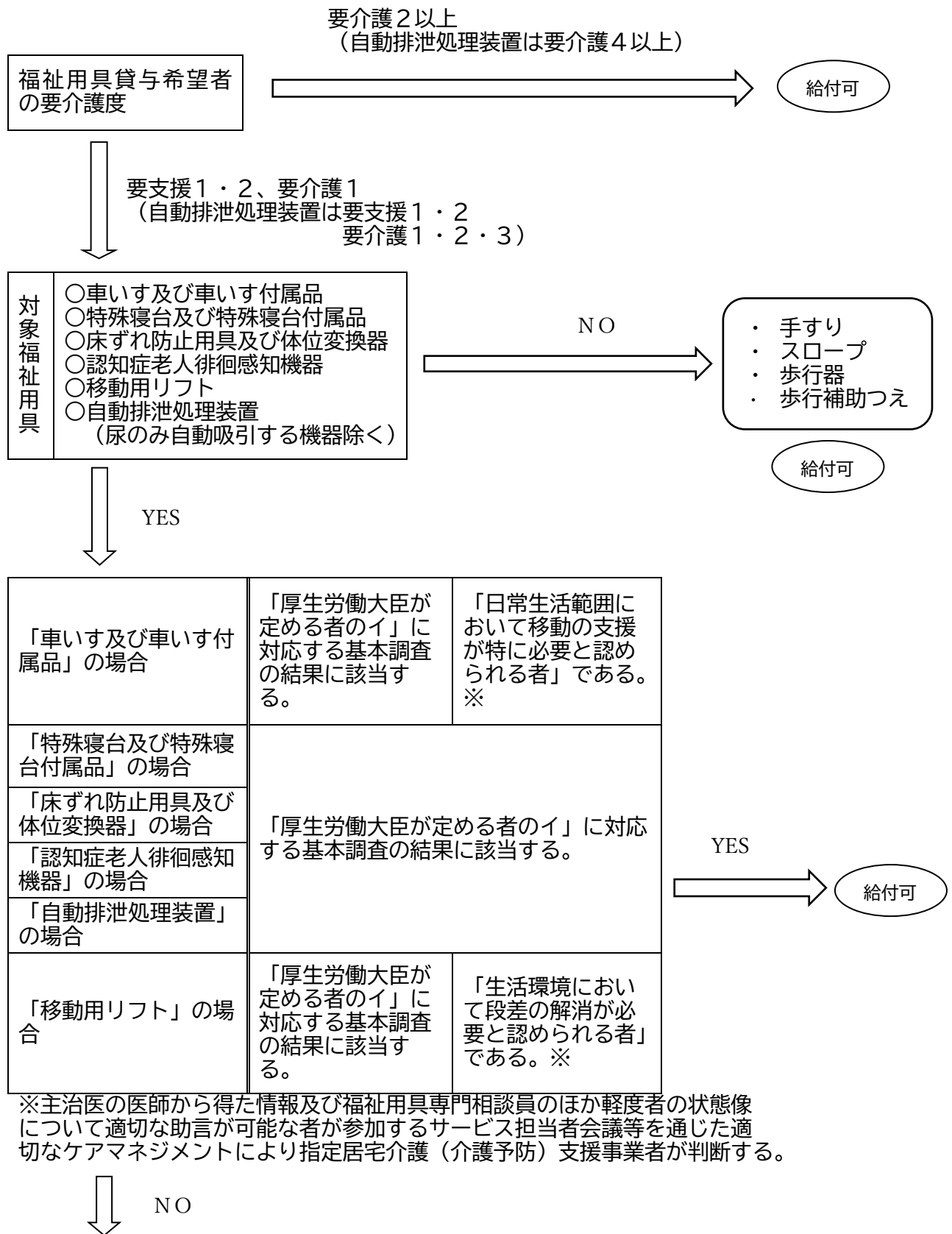
② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第 1 の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

軽度者に対する福祉用具貸与の流れ（フロー図）



【平成19年4月1日以降の見直しで、以下の判断方法が追加】

- ①下記の(i)から(iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、
- ②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されており、
- ③①及び②について、市町村がその要否を判断する。

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者

【例】パーキンソン病の治療薬によるON、OFF現象

(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに至ると確実に見込まれる者

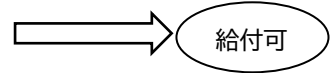
【例】がん末期の急速な悪化

(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

【例】ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※例は、あくまでも(i)～(iii)の状態の者に該当する可能のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、(i)～(iii)の状態であると判断される場合もありうる。

YES



給付不可

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知 機器	次のいずれにも該当する者	
	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 (又は) 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 (又は) 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」

※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断する。

(3) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い

【(事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い) : 老企 36 第 2 の 9 (3)】

① 交通費の算出方法について

注 3 から注 5 までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

② 交通費の価格体系の設定等について

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③ 注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の 100 分の 100 に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該 100 分の 100 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。

④ 注 4 に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の 3 分の 2 に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該 3 分の 2 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。

なお、実利用者数とは前年度（3 月を除く。）の 1 月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の 3 月における 1 月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

⑤ 注 5 に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の 3 分の 1 に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該 3 分の 1 に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第 197 条第 3 項第 1 号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

2. 令和6年度介護報酬改定におけるサービス別事項

改定事項<福祉用具貸与>

	項目
1	業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
2	高齢者虐待防止の推進★
3	身体的拘束等の適正化の推進★
4	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
5	モニタリング実施時期の明確化★
6	モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付
7	福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
8	テレワークの取扱い★
9	特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
10	特別地域加算の対象の見直し★
※介護予防についても同様の措置を講じる場合は★を付記	

改定事項<特定福祉用具販売>

	項目
1	身体的拘束等の適正化の推進★
2	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
3	福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
4	テレワークの取扱い★
※介護予防についても同様の措置を講じる場合は★を付記	

<<参考>>

令和6年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省 老健局）

<<厚生労働省ホームページ>>

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（居宅条例第 208 条関連）

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。

要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。

- | | |
|---|---|
| ア | 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。
※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。 |
| イ | 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。 |
| ウ | 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。 |

3. 減算

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算 <新設>

<p>【厚告 19：注 1】 《令和 6 年度：新設》</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>【関連告示】</p> <p>厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 95 号）</p> <p>四十四の四 福祉用具貸与費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準</p>
<p>【(高齢者虐待防止措置未実施減算)：老企 36 第 2 の 9 (1)】</p> <p>訪問介護と同様であるので、2 の(10)を参照されたい。</p> <p>【(高齢者虐待防止措置未実施減算)：老企 36 第 2 の 2 (10)】</p> <p>高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第 37 条の 2 (指定居宅サービス等基準第 39 条の 3 において準用する場合を含む。)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。</p> <p>具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。</p>

(2) 業務継続計画未策定減算 <新設>

<p>【厚告 19：注 2】 《令和 6 年度：新設》</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p>
<p>【関連告示】</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 96 号）</p> <p>四十四の五 福祉用具貸与費における業務継続計画未策定減算の基準</p>
<p>【(高齢者虐待防止措置未実施減算)：老企 36 第 2 の 9 (2)】</p> <p>訪問介護と同様であるので、2 の(11)を参照されたい。</p> <p>【(業務継続計画未策定減算)：老企 36 第 2 の 2 (11)】</p> <p>業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第 30 条の 2 第 1 項 (指定居宅サービス等基準第 39 条の 3 において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月 (基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月) から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</p> <p>なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。</p>

4. 加算

(1) 特別地域福祉用具貸与加算《改定》

【厚告 19：注 3】 **《令和 6 年度：改定》**

搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合にあつては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第 194 条第 1 項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第 200 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 83 号）
（以下、略）

【（事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い）：老企 36 第 2 の 9（3）】

① 交通費の算出方法について

注 3 から注 5 までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

(2) 中山間地域等における小規模事業所加算<改定>

【厚告 19：注 4】 **《令和 6 年度：改定》**

別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3 分の 2 に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 3 分の 2 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 83 号）
（略）

厚生労働大臣が定める施設基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 96 号）

二十五 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注 4 に係る施設基準

【(事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い)：老企 36 第 2 の 9 (3)】

① 交通費の算出方法について

注 3 から注 5 までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算<改定>

【厚告 19：注 5】 **《令和 6 年度：改定》**

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3 分の 1 に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 3 分の 1 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

【関連告示】

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 83 号）
（略）

【(事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い)：老企 36 第 2 の 9 (3) ①⑤】

①交通費の算出方法について

注 3 から注 5 までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若し

くは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

⑤ 注5に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について
複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の1に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第197条第3項第1号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

5. 福祉用具購入費の算定及び取扱い

(1) 福祉用具購入費の算定

- ア 在宅の要介護者等が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費等が支給される。
- イ 福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われる。支給額は実際の購入費の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割（※）相当額）となっている。
※平成30年8月から、65歳以上の現役並み所得者は7割相当額の支給・3割相当額の負担
- ウ 支給限度基準額は、同一年度（4月1日から12カ月間）で10万円。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、10万円の9割（8割・7割）相当額を超えることができない。
- エ 同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、すでに購入した福祉用具の破損や利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合であって、市町村が必要と認めるときでない限り、以後の期間に同一種目の特定福祉用具について福祉用具購入費は支給されない。

(2) 福祉用具購入費支給申請書の提出

福祉用具購入に関しては、利用者が一旦全額を支払い、後に支給申請書を市町村に提出することで9割（8割・7割）相当額が支給される（償還払い）。福祉用具購入費支給申請書に記載・添付されるべき事項は以下のとおりである。

- ア 福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- イ 福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
- ウ 福祉用具を必要とする理由（添付された居宅サービス計画の記載から明らかである場合には不要）
- エ 福祉用具の購入に係る領収書
- オ パンフレット等福祉用具の概要を記載した書面

VI. 参考資料

参考資料の一例となります。事務連絡や通知等は頻繁に発出されますので、以下を参考に最新情報を入手いただきますようお願いします。

1. 事務連絡、通知等

	発行元及び文書名
1	厚生労働省老健局 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（老振発第 0327 第 3 号平成 27 年 3 月 27 日）
2	厚生労働省老健局 福祉用具貸与に係る機能や価格帯の異なる複数商品の提示等に当たっての説明様式・ガイドラインについて（情報提供）（事務連絡平成 30 年 4 月 17 日）
3	厚生労働省老健局 平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について（事務連絡平成 30 年 4 月 17 日）
4	厚生労働省老健局 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（介護保険最新情報 vol.1059 令和 4 年 3 月 31 日）
5	厚生労働省老健局 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（事務連絡平成 30 年 7 月 13 日）

2. リンク集

	発行元及び文書名	URL
1	厚生労働省 福祉用具・住宅改修	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html
2	公益財団法人テクノエイド協会 福祉用具・介護テクノロジー実用化支援・調査・広報等一式（令和 7 年度）	https://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml#tab44_detial
3	公益財団法人テクノエイド協会 福祉用具「事故・ヒヤリハット」情報	https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/accident.html
4	厚生労働省 令和 6 年度介護報酬改定について	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html
5	WAMNET 介護サービス関係 Q & A	https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00 厚生労働省によりとりまとめられている介護サービス関係 Q & A が簡単に検索ができます。